ソフトバンクかんたん保険利用規約

本保険は、2026 年 5 月 29 日午前 10 時をもって新規加入の受付を終了します。
受付終了後は取消しや解約後の再加入はできません。
また、同年 8 月 1 日午後 4 時をもって提供を終了します。

「ソフトバンクかんたん保険」（以下「本保険」といいます。）は、各保険の約款・特約、4G 通信サービス契約約款、5G 通信サービス契約約款（併せて以下「契約約款」といいます。）およびこのソフトバンクかんたん保険利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って提供されます。保険のご利用にあたっては、契約約款および本規約をご承諾のうえ、ご利用ください。

第１条（本保険の仕組み）

1. 本保険は、損害保険ジャパン株式会社を引受保険会社、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）を代理店とし、当社を保険契約者とし、ご加入者（当社の 4G および 5G サービスのご契約者）またはご加入者が指定した方を被保険者（補償を受けられる方）とする包括契約です。
2. ご加入は本保険のプランをご選択いただき、ご加入者またはご加入者が指定した方を被保険者（補償を受けられる方）としてお申込みいただきます。なお、被保険者は、お申込み手続き画面でご選択できる一定のご親族の範囲（加入者ご本人、配偶者、子、親、祖父母、孫、兄弟姉妹)に限ります。但し、海外旅行保険におけるご親族の範囲は同保険の家族旅行特約に定められた範囲に従います。

第２条（保険加入）

1. 本保険のご利用には当社の 4G および 5G サービス契約が必要となります。但し、お客さまのご契約が法人契約、プリペイド契約である場合は本保険をご利用できません。
2. 本保険のご加入は iPhone、スマートフォン、ケータイ、iPad、タブレットまたはパソコン等で「My SoftBank」からお手続きいただけます。
3. 当社は、前項の規定に基づいて取得する情報について、お客さまの個人情報に関連付けない状態で、マーケティング調査および分析に利用することがあります。
4. ご加入者（当社の 4G および 5G サービス契約のご契約者）以外に被保険者（補償を受けられる方）がいらっしゃる場合は被保険者となる方にもご加入の内容をお伝えください。また、ご加入の際にはご家族の方にもご加入内容をお知ら

せください。

5. 保険のご加入時にお客さまはご契約中のソフトバンク携帯電話からの暗証番号（4G および 5G サービス契約申込書にご記入いただいた 4 桁の交換機用暗証番号）の入力が必要です。保険の加入手続き、取消し、その他の行為は、携帯電話のご契約者本人が行ってください。また、暗証番号を他人に知られないよう十分にご注意ください。他人に暗証番号を知られたことにより生じた損害は、当該 4G および 5G サービス契約のご契約者にご負担いただきます。
6. 本保険のお申込み・ご利用に伴うパケット通信料またはメール受信は有料です。

第３条（保険申込みの成立）

1. 保険申込みは「ご加入完了」画面が表示された段階で成立いたします。保険加入の時間は「My SoftBank」内の「加入履歴・取消」画面の加入者証に表示されます。
2. 保険申込み手続きは通信の障害・切断・工事、その他端末の不具合等により未完了となる場合があります。保険申込み手続きは「ご加入完了」の画面表示が出るまで完了していませんのでご注意ください。保険申込み手続きが完了していない場合、当社および引受保険会社は、保険申込み不成立による責任を負いません。
3. お申込み手続き完了後、「申込登録完了通知」がメールで届きますので、加入内容をご確認ください。但し、一部機種ではメールが届かない場合もあります。

第４条（保険金のお支払い）

事故発生時の対応、保険金のお支払いなどについては、引受保険会社（損害保険ジャパン株式会社）がご対応いたします。

第５条（お申込みおよびご利用の制限）

本保険は満 18 歳未満の方からのお申込み、または海外からのお申込みはできません。また、本規約違反や著しく保険金請求の頻度が多い等、加入者相互間の公平性を逸脱する保険金の支払いやその請求があった場合にはお申込みおよびご利用を制限させていただく場合があります。

第６条（保険料相当額のお支払い）

1. 本保険にご加入いただいたお客さまには、当社が保険契約にもとづき、引受保険会社に対して支払う保険料と同額の金額（以下「保険料相当額」といいます。）を、当社に対して、月々の 4G および 5G 通信サービス等の料金と一緒に 4G および 5G サービスの契約者であるお客さまにお支払いいただきます。

2. 保険料相当額のお支払方法等については、4G および 5G 通信サービス等の料金と同様、契約約款に準ずるものとします。なお、4G および 5G サービス契約の譲渡および承継時については第 10 条、第 11 条の規定に従います。
3. お支払期日までに、お客さまからの保険料相当額のお支払を確認できない場合には、支払期日の翌日から支払い日前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息としてお支払いただきます。
4. 当社からの請求書には「ソフトバンクかんたん保険（保険料相当額）」と表示されます。また、月々の携帯料金をクレジットカードでお支払いの場合、クレジットカードの請求書には 4G および 5G 通信サービス等の料金等と合算の上表示されます。
5. 基本使用料に含まれる無料通信分は保険料相当額には適用されません。
6. 保険料相当額は、別表のとおりです。
7. 保険料相当額は、ソフトバンクポイントの対象になりません。
8. 保険料相当額は、不課税となります。

第７条（保険加入の取消し）

保険始期日前日までは、「My SoftBank」の「加入履歴・取消」画面から保険加入を取消しすることができます。

第８条（保険期間中の解約）

国内旅行保険、海外旅行保険については、保険期間中の解約が可能です。解約を希望される場合は、損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでご連絡ください。

また、解約された場合、未経過期間に相当する保険料相当額を解約返戻金としてお支払いできる場合があります。

第９条（補償内容・保険期間の変更）

保険加入後は、補償内容・保険期間の変更修正は原則としてできません。

なお、保険始期日前の場合、「My SoftBank」の加入履歴画面からいったん保険加入を取消しのうえ、新たにご希望の補償内容・保険期間でご加入の手続きを行うことは可能です。

第 10 条（4G および 5G サービス契約の譲渡）

1. 4G および 5G サービス契約の譲渡を行った場合、譲渡時点で未収納の保険料相当額は、4G および 5G サービス契約を譲り渡す方（ご加入者）にお支払いいただきます。各種保険約款にもとづく通知義務については、4G および 5G サービス

契約を譲り渡す方に譲渡後も引き続き負っていただきます。

2. 保険加入の取消し・保険の解約は 4G および 5G サービス契約の譲渡前の契約者（または補償の対象となる方）からのお申し出により受付させていただきます。なお、この場合、「加入履歴・取消」画面からの手続きができません。その場合は損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでご連絡ください。
3. 4G および 5G サービス契約の譲渡後は「My SoftBank」から加入履歴が照会できなくなります。ご加入の内容はお手元にお控えください。なお、その場合も損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問合せセンターにて加入履歴の照会を受けることができます。

第 11 条（4G および 5G サービス契約の承継）

1. 4G および 5G サービス契約の承継を行った場合、未収納の保険料相当額は、4G および 5G サービス契約を承継される方にお支払いいただきます。また、保険加入の取消し・中途解約などは、承継される方（または補償の対象となる方）からのお申し出により受付させていただきます。
2. 各種保険約款にもとづく通知義務・変更のお申し出については、承継される方に引き続き、負っていただきます。

第 12 条（4G および 5G サービス契約の解約等と保険の有効性）

本保険のお申込み成立後に、4G および 5G サービス契約の解約、譲渡、継承、利用停止、解除などがあった場合でも、既にご加入された保険のお申込みは有効となり、自動的には解約・取消しされません。また、本保険にご加入の際に指定された被保険者（補償を受けられる方）も 4G および 5G サービス契約の変更による影響はありません。

第 13 条（本規約の変更およびサービスの中断等）

当社の都合により、お客さまへの通知なしに本規約の変更、または本保険のサービスの中断・終了をする場合があります。本規約の変更およびサービスの中断・終了により お客さまおよび 第三者が被った損害について、当社および引受保険会社は損害賠償責任を負わないものとします。

第 14 条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、以下のお客さまの個人情報を「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。利用情報および請求情報の取り扱いに際しては、お客さまの通信の秘密およびプラ

イバシー保護に十分留意するものとします。

(1) 申込者の個人情報

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、被保険者との関係、電話番号、電子メールアドレス、選択する保険種別、保険期間、旅行先（渡航先）、支払状況、金融機関の口座情報、クレジットカード情報等、その他保険契約を締結するための情報や各種サービスを提供するために必要な情報

(2) 被保険者（補償の対象となる方）の個人情報

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、加入者との関係、選択する保険種別、保険期間、旅行先（渡航先）等、その他保険契約を締結するための情報や各種サービスを提供するために必要な情報

2. 当社は、個人情報保護法、保険業法、その他の法令の規定に従う場合を除き、個人情報を第三者には提供しません。

第 15 条（合意管轄）

お客さまと当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

2010 年 12 月 15 日　制定
2026 年 4 月 21 日　最終改定